

部活動について

- 1 学年やホームルームの所属を離れて、共通の興味・関心を持つ、集団活動を通して自発的活動を助長し心身の健全な発達を促し、校是としての「明朗・寛容・忍耐」の一層の高揚に努め、社会生活を営むために必要な態度を養うことを目的とする。
- 2 部活動は放課後に行う教科外の特別活動で、入部は生徒の自由意思に基づく。ただし、1年生は全員が別に定める期日まで、いずれかの体育系部又は文化系部に入って活動すること。
- 3 体育系、文化系の2部門とし、生徒の意思・活動場所・教員の実態に即して設置する。
- 4 全教員が部活動の顧問となり、指導・助言に当たる。
- 5 活動時間は、放課から 18:30、完全下校 19:00 とする。
- 6 生徒指導部に届け出、特別に認められ、顧問の付き添いがある場合に限り、上記活動時間を 60 分延長できる。
- 7 早朝に活動する場合は、生徒指導部の許可を得ること。ただし、顧問の付き添いがある場合に限り。活動時間帯は 7:20 ~ 8:20 とする。
- 8 休日等（土・日・祝日、休業日）に活動する場合は、生徒指導部の許可を得ること。ただし、顧問の付き添いがある場合に限り。
活動時間帯は 9:00~17:00 とする。
完全下校 18:00
- 9 定期考査発表日より考査終了までの部活動は禁止する。ただし、公式試合（2週間前）でやむを得ず活動をしなければならない場合は、生徒指導部の許可を得て活動ができる。上記以外に考査前、考査中の練習が特に必要とされる部は校長が許可した場合のみ活動ができる。それぞれの活動は顧問付き添いのもとに活動を行う。
- 10 長期休業中における部活動については、活動計画を出し、生徒指導部によって許可された日時に従って行う。
- 11 学年当初に加入すれば、1か年は同一部において活動することを原則とする。
- 12 部への加入・脱退は、所定の手続きを経て、保護者等・HR担任・顧問の承認を必要とする。
- 13 部員が校内規程に違反し、指導を受けることになった場合には、一定期間該当部は活動停止や解散を命じられることがある。